

遠地避難者情報管理システムの構築（提案）

津波被災地を中心に、基本的な生活の維持も困難な、過酷な被災状況にある地域から、多くの被災者が住み慣れた地域を離れ、遠地避難—いわゆる疎開—を余儀なくされている人が増えている。津波によって全ての機能が失われた被災市街地からひとときの安住の地を求めて遠地避難する人は、今後も増え続け、全国に分散して数万世帯規模に達すると推測される。

救出救助に続く避難期から、被災者が復興に向かって歩み始める足がかりとなる仮住まい（親族への寄留もあろうが、公営住宅の空家、民間賃貸住宅の空家、応急仮設住宅の活用など）の確保や、罹災証明の発行、見舞金の配布、生活再建支援などさまざまな被災者支援のためには、被災自治体と被災者とのコミュニケーションが不可欠である。

現状のように個別の遠地避難が進展すると、あるいは庁舎を失った被災自治体が域外に移転する事態となると、さまざまな情報や支援が行き届かなくなる恐れがある。被災自治体は復旧復興に向けての中核であり、被災者とのコミュニケーションのために、遠地避難された被災者の消息（遠地避難者情報）を管理することは極めて重要となる。

そのために、以下のような「遠地避難者情報管理システム」の早急な構築を提案する。

1. 遠地避難した被災者は、避難先の基礎自治体に「遠地避難届け出」を行う。
世帯主・世帯構成員・被災の程度・被災元住所・避難先住所・遠地避難予定期間など
2. 避難先の基礎自治体は、遠地避難届け出をもとに遠地避難者リストを作成し、被災元住所の自治体別に集約して、避難先の都道府県に集約する。
3. 避難先の都道府県は、集約された「遠地避難者リスト」を、内閣府（あるいは総務省など国の機関）に送付集約する。
4. 内閣府等は、避難先なら集約されてくる「遠地避難者リスト」被災元の道県別・市町村別に整理して、「被災自治体別・遠地避難者リスト」を、被災元の道県・市町村に送付する。
5. これにより、被災元の市町村は、遠地避難被災者を把握することができ、復旧復興へ向けてのさまざまな支援など行政手続きの推進が可能となる。
6. また、被災自治体と同県および国とのコミュニケーションのためにも、国

と被災都道県・市町村とのホットラインの構築は緊急かつ復旧復興に向けて不可欠なシステムである。

7. また、被災者個人への情報提供手段として、遠地避難者への行政情報の通知は、全国紙の新聞紙面を四面分、政府が買い取り遠地避難者のいる都道府県に、岩手県情報、宮城県情報、福島県情報、その他の被災県情報として、同一情報の提供をおこなう。

中林一樹

首都大学東京 教授

人と防災未来センター上級研究員

日本災害復興学会副会長